

第十四條 本會員は、入會申請書に規定の事項を記入し、

第三條 入會費は、

第五條 本會は、

第六條 本會は、

第七條 本會は、

第八條 本會は、

第九條 本會は、

第十條 本會は、

第十一條 本會は、

第十二條 本會は、

第十三條 本會は、

第十四條 本會は、

第十五條 本會は、

為シ規定ノ入會金ヲ添付シ申込ムベシ

第八條 本會ハ前條ノ申込者ニ對シ速ニ資格調査ノ上之ヲ許可

シ會員章ヲ交付スルモノトス

第九條 本會員ニシテ退會セントスルモノハ其ノ理由ヲ具シ會

員章ヲ添付シ所屬班ヲ經由シ本部ニ届出ツベシ

第四款 會員ノ權利義務

第十條 本會員ハ規定ノ會費ヲ納ムル義務ヲ有ス

第十一條 本會員ハ本會ノ規約及決議ヲ尊重シ之ヲ嚴守スル

ノ義務ヲ有ス

第十二條 本會員ハ本會役員ノ選舉及被選舉權ヲ有ス

第十三條 本會員ハ規約第六條ニ規定セル諸事業ノ特典ニ與カ

ル權利ヲ有ス

第十四條 本會ノ會費及入會金ハ如何ナル場合ニ於テモ返戻セ